

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3136号)

令和6年11月27日

横情審答申第3136号

令和6年11月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年9月2日教東指第372号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「令和4年6月、7月の出席簿のうち請求者本人に係る部分」の個人情報
開示決定並びに「令和4年7月6日付で特定小学校宛に送られた文書」の個
人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和4年6月、7月の出席簿のうち請求者本人に係る部分」を特定し開示とした決定及び「令和4年7月6日付で特定小学校宛に送られた文書」を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「中央児童相談所、教育委員会事務局、西区こども家庭支援課が保有する特定個人が令和4年6月に中央児童相談所に一時保護された経緯の分かる書類及び一時保護されてから7月12日までの特定個人に関する全ての記録」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年8月5日付で行った「令和4年6月、7月の出席簿のうち請求者本人に係る部分」（以下「個人情報1」という。）を特定して行った個人情報開示決定及び「令和4年7月6日付で特定小学校宛に送られた文書」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）を特定して行った個人情報一部開示決定（これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。）は文書が不足していると考えられ、対象文書の全部の開示を求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定した理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報1について

実施機関は、児童生徒に対する適切な支援や指導等に係る文書として、出席簿及び指導要録を作成している。このうち指導要録は学籍に関する記録（学級、整理番号等の記録）及び指導に関する記録（各教科の学習の記録等）から成る書類であり、一時保護の経緯の分かる書類及び一時保護されてから7月12日までの審査請求人に関する全ての記録に該当しない。そのため、出席簿のうち審査請求人に係る部分を対象保有個人情報として特定し、その全部を開示した。

(2) 個人情報2について

審査請求人法定代理人の代理人弁護士から学校長などに送付された、審査請求人

に関する依頼等に係る文書を特定小学校が保管していたので、対象保有個人情報として特定し、一部を開示した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 文書が不足しているので、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 一時保護された経緯の分かる書類が不足している。
- (3) 今回の一時保護は、学校から直接中央児童相談所へ連れていかれていることから、学校と西区こども家庭支援課や中央児童相談所との間でのやり取りの記録が多数あると考えられる。
- (4) 連携している他の行政機関は処分に関わる情報を保有し、一部の情報を開示したのに、実施機関だけが情報を保有していないことは理解し難く不適切である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 児童生徒に対する支援や指導等に係る事務について

横浜市立学校では、児童生徒に対する適切な支援や指導等を行うため、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第19条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条に基づき、児童生徒の出席状況を把握するために出席簿を作成し保管している。出席簿は、年度、学校名、当該学年、組及び学級担任氏名を記載した表紙に、月ごとに番号、児童生徒氏名、日、曜日等が記載された様式がつづられたものである。そして、学級担任が各児童生徒について、日ごとに出席、欠席、遅刻等の状況を記載している。

また、同規則第24条に基づき、横浜市立学校では、児童生徒の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類）の作成及び保管をしている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 個人情報1は、特定小学校が保有する児童の出席簿のうち、令和4年6月及び7月の審査請求人に係る出席簿である。

イ 個人情報2は、審査請求人法定代理人の代理人弁護士から令和4年7月6日付で特定小学校宛てに送られた「御連絡とお願い」と題する文書である。

(4) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、ほかにも保有個人情報が存在するはずであるから開示すべきと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 一時保護の当日、特定小学校は、審査請求人の様子からすぐに関係機関へ電話で連絡し、当日中に中央児童相談所の職員が来校して審査請求人をそのまま保護したため、関係機関との打合せ等はなかった。

関係機関との連絡は電話のみで行っており、通知文書、メール、メモその他の一時保護について記載された記録は保有していない。

(イ) 一時保護の日から令和4年7月12日までの間も、審査請求人の保護については口頭で共有されることはあっても、本件保有個人情報のほかに記録があるのは、特定小学校で同月4日実施のいじめ防止対策委員会会議録中の一時保護を示す記載のみである。

なお、この会議録（以下「個人情報3」という。）は、令和6年8月21日付で追加して個人情報開示決定を行っている。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 一時保護された経緯の分かる書類について

審査請求人の一時保護は、特定小学校から関係機関へ電話で連絡した後、当日中に行われたものであるから、一連の行為の過程で記録を残す時間はなかったと思われる。

また、関係機関との連絡が電話による連絡になったこと、特に発信者である特定小学校がメモ等で記録する必要性も乏しいことから、特定小学校に連絡内容の記録が残っていないとしても不自然ではない。

したがって、他の関係機関の場合とは異なり、一時保護された経緯の分かる書類を実施機関が作成しておらず、保有していないという説明は、不自然、不合理とはいえない。

なお、本件審査請求書の記載から推量すると、審査請求人は、一時保護に直接の関連性はうかがえなくても、その背景にある保有個人情報を広く請求する意図だった可能性がある。しかし、本件本人開示請求書記載の「一時保護された経緯の分かる書類」という文言から、そのような趣旨を読み取ることは難しく、保有個人情報の特定に誤りがあるとまではいえない。

(イ) 一時保護の日から令和4年7月12日までの記録について

一時保護に関わった他の関係機関の場合とは異なり、実施機関には、本件保有個人情報及び個人情報3のほかに特定できる保有個人情報の存在を推認させる特段の事情もうかがえない。したがって、これらのほかには開示対象となる個人情報は保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を特定し、開示及び一部開示とした決定は、妥当である。

なお、個人情報3については、本件本人開示請求の対象として特定すべきであったが、前述のとおり、既に実施機関において追加して開示決定をしており、その問題は解消されている。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 9 月 2 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 10 月 17 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 28 日 (第 388 回 第 一 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 9 月 25 日 (第 389 回 第 一 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 10 月 23 日 (第 390 回 第 一 部 会)	・ 審 議